

土地改変の際の対応について

<お知らせ 平成17年11月1日>

発行・編集：環境省環境保健部環境リスク評価室、財務省関東財務局審理第一課、
千葉県環境政策課、習志野市環境保全センター、船橋市環境保全課

環境省では、平成15年度・16年度に習志野学校跡地の民有地の裸地を対象とした環境調査を実施し、その結果、本年4月20日に開催された「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」において「現状においては日常生活を行う上で危険性がない」ことが確認されました。今後、土地改変をなされる際には、環境省が物理探査やガス検知等の調査を実施いたしますので、下記窓口までご連絡ください。

土地改変の際の対応について

今回環境調査が完了した区域において、今後掘削を伴う土地改変をなされる際には、念のため、環境省が地表面から50cm掘削するごとに、物理探査（レーダー探査および磁気探査）とガス検知を実施いたします。

また、A事案の区域内で現在舗装や建物等があつて、環境調査をまだ実施していない区域におきましても、舗装や建物等を撤去する機会をとらえて環境調査を実施いたします。

A事案の区域内の土地所有者（又は同区域内で土地改変工事を行う事業者）におかれましては、今後、該当区域で土地改変をされる際には、事前に下記窓口までご連絡ください。

事前のご連絡につきましては、これら調査には事前準備が必要なため、計画の段階でも結構ですので、なるべく早くご連絡下さい。可能であれば工事の1ヶ月前までにご連絡いただくと幸いです。

なお、土地改変工事に際しましては、環境省が作成いたしました「A事案の区域における土地改変指針」に基づき、例えば、バックホー等の機械掘削については慎重に（バケットを地面に突き立てない、鋤き取りの繰り返し）実施していただくとともに、環境省が実施する環境調査に協力していただくこととなります。

土地改変に関するご連絡・ご質問等は、下記窓口をお願いいたします。

環境省環境保健部環境リスク評価室 / 毒ガス情報センター

TEL: 03 - 3581 - 3351 (内線 6334・6342・6345)

(月～金 9:30～17:00)